

平成21年度 共通仕様書 新旧対照表

旧・条文構成（平成20年度）						新・条文構成（平成21年度）					
編	章	節	条	項	条文	編	章	節	条	項	条文
1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1
第1編 共通編						第1編 共通編					
1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1
第1章 総則						第1章 総則					
1	1	1	0	0	1	1	1	1	0	0	1
第1節 総則						第1節 総則					
1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0	1
1-1-2 適用						1-1-2 適用					
1	1	1	2	33	1	1	1	2	33	1	1
33. 規格とは、日本工業規格をいう。また、設計図書はJIS製品記号は、JISの国際単位系(SI)移行(以下「新JIS」という。)に伴い、すべて新JISの製品記号としているが、旧JISに対応した材料を使用する場合は、旧JIS製品記号に読み替えて使用出来るものとする。						33. 規格とは、日本工業規格をいう。					
1	1	1	17	0	1	1	1	17	0	1	1
1-1-17 工事の一時中止						1-1-17 工事の一時中止					
1	1	1	17	3	1	1	1	17	3	1	1
3. 前1項及び2項の場合において、請負者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、請負者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならぬ。						3. 前1項及び2項の場合において、請負者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を 監督員を通じて 発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、請負者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。					
1	1	1	22	0	1	1	1	22	0	1	1
1-1-22 建設副産物						1-1-22 建設副産物					
1	1	1	22	1	4	1	1	22	1	4	1
4. 請負者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく特定建設資材(新材又は再生材)、土砂(新材又は再生材)、砕石(新材又は再生材)、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設リサイクルデータ統合システム(CREDAS H17版)により「再生資源利用計画書」を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め、電子データとともに監督員に提出しなければならない。						4. 請負者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく特定建設資材(新材又は再生材)、土砂(新材又は再生材)、砕石(新材又は再生材)、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設リサイクルデータ統合システム(CREDAS H20版)により「再生資源利用計画書」を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め、電子データとともに監督員に提出しなければならない。					
1	1	1	22	1	5	1	1	22	1	5	1
5. 請負者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック・紙くず・アスベスト(飛散性)を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設リサイクルデータ統合システム(CREDAS H17版)により「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め、電子データとともに監督員に提出しなければならない。						5. 請負者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック・紙くず・アスベスト(飛散性)を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設リサイクルデータ統合システム(CREDAS H20版)により「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め、電子データとともに監督員に提出しなければならない。					
1	1	1	33	0	1	1	1	33	0	1	1
1-1-33 工事中の安全確保						1-1-33 工事中の安全確保					
1	1	1	33	1	1	1	1	33	1	1	1
1. 請負者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官 平成13年3月29日)、建設機械施工安全技術指針(建設省建設経済局建設機械課長平成6年11月1日)、「港湾工事安全施工指針 日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針 日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針 日本海上起重技術協会」を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。						1. 請負者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官 平成13年3月29日)、建設機械施工安全技術指針(建設省建設経済局建設機械課長平成6年11月1日)、「港湾工事安全施工指針 日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針 日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針 日本海上起重技術協会」を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。					
1	1	1	34	0	1	1	1	34	0	1	1
1-1-34 爆発及び火災の防止						1-1-34 爆発及び火災の防止					
1	1	1	34	1	4	1	1	34	1	4	1
(2) 請負者は、火薬類を使用し工事を行う場合は、使用に先立ち監督員に使用計画書を提出しなければならない。						(2) * 削除 (工事書類の簡素化)					
1	1	1	34	2	2	1	1	34	2	2	1
(1) 請負者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を記載した計画書を監督員に提出しなければならない。						(1) 請負者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を 施工計画書に記載 しなければならない。					
1	1	1	37	0	1	1	1	37	0	1	1
1-1-37 環境対策						1-1-37 環境対策					
1	1	1	37	8	1	1	1	37	8	1	1
8. 請負者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達に関する法律(平成12年法律第100号)、「グリーン購入法」という。)第6条で定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定められた特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。						8. 請負者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(平成12年法律第100号)、「グリーン購入法」という。)第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める 特定調達品目の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績の集計結果を監督員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法や、特定調達品目を使用するに際して必要となる設計図書の変更については、監督員と協議するものとする。					
						1	1	1	37	9	1
						9. 請負者は、 福島県の推進する「うつくしま、エコリサイクル製品認定制度」に定めるエコリサイクル製品について、性能、数量、価格等を考慮の上、優先的に使用するよう配慮するものとする。					
1	1	1	40	0	1	1	1	40	0	1	1
1-1-40 諸法令の遵守						1-1-40 諸法令の遵守					
						1	1	1	40	1	86
						(82) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律58号)					

平成21年度 共通仕様書 新旧対照表

旧・条文構成（平成20年度）										新・条文構成（平成21年度）																			
1	1	1	1	41	0	1	1	1	41	1	1	1	1	41	0	1	1	1	41	1	1	1	1	41	0	1	1	1	41
1	1	1	1	41	3	1				1	1	1	1	41	3	1				3									
1	1	1	1	42	0	1	1	1	42	1	1	1	1	42	0	1	1	1	42	1	1	1	1	42	0	1	1	1	42
1	1	1	1	42	2	1				1	1	1	1	42	2	1				2									
1	1	1	1	51	0	1	1	1	51	1	1	1	1	51	0	1	1	1	51	1	1	1	1	51	0	1	1	1	51
1	1	1	1	52	0	1	1	1	52	1	1	1	1	52	0	1	1	1	52	1	1	1	1	52	0	1	1	1	52
1	1	1	1	53	0	1	1	1	53	1	1	1	1	53	0	1	1	1	53	1	1	1	1	53	0	1	1	1	53
1	1	1	1	54	0	1	1	1	54	1	1	1	1	54	0	1	1	1	54	1	1	1	1	54	0	1	1	1	54
1	1	1	1	55	0	1	1	1	55	1	1	1	1	55	0	1	1	1	55	1	1	1	1	55	0	1	1	1	55
1	2	0	0	0	0	1				1	2	0	0	0	0	1				1	2	0	0	0	0	1			
1	2	3	0	0	1					1	2	3	0	0	1					1	2	3	0	0	1				
1	2	3	1	0	1					1	2	3	1	0	1					1	2	3	1	0	1				
1	2	3	1	2	1					1	2	3	1	2	1					1	2	3	1	2	1				
1	2	4	0	0	1					1	2	4	0	0	1					1	2	4	0	0	1				
1	2	4	1	0	1					1	2	4	1	0	1					1	2	4	1	0	1				
1	2	4	1	3	1					1	2	4	1	3	1					1	2	4	1	3	1				
1	3	0	0	0	1					1	3	0	0	0	1					1	3	0	0	0	1				
1	3	2	0	0	1					1	3	2	0	0	1					1	3	2	0	0	1				
1	3	2	0	1	2					1	3	2	0	1	2					1	3	2	0	1	2				
1	3	2	0	1	3					1	3	2	0	1	3					1	3	2	0	1	3				
1	3	2	0	1	7					1	3	2	0	1	7					1	3	2	0	1	7				
1	3	2	0	1	8					1	3	2	0	1	8					1	3	2	0	1	8				
1	3	2	0	2	3					1	3	2	0	2	3					1	3	2	0	2	3				
1	3	3	0	0	1					1	3	3	0	0	1					1	3	3	0	0	1				
1	3	3	2	0	1					1	3	3	2	0	1					1	3	3	2	0	1				
1	3	3	2	2	1					1	3	3	2	2	1					1	3	3	2	2	1				

平成21年度 共通仕様書 新旧対照表

旧・条文構成（平成20年度）							新・条文構成（平成21年度）						
1	3	3	2	3	1	3. 請負者は、 JISマーク表示認定工場又は、JISマーク表示認証工場 が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認の上、その資料により監督員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。	1	3	3	2	3	1	3. 請負者は、JISマーク表示認証工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認の上、その資料により監督員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。
1	3	3	2	4	1	4. 請負者は、 JISマーク表示認定工場又は、JISマーク表示認証工場でない 工場で製造されたレディーミストコンクリート及び JISマーク表示認定工場 であってもJIS A 5308（レディーミストコンクリート）以外の認定を受けていないレディーミストコンクリートを用いる場合には、設計図書及び第1編3-5-3配合及び3-5-4材料の計量及び練混ぜ規定によるとともに、配合に臨場し、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により監督員の確認を得なければならない。	1	3	3	2	4	1	4. 請負者は、JISマーク表示認証工場でない工場で製造されたレディーミストコンクリート及び JISマーク表示認定工場 であってもJIS A 5308（レディーミストコンクリート）以外の認定を受けていないレディーミストコンクリートを用いる場合には、設計図書及び第1編3-5-3配合及び3-5-4材料の計量及び練混ぜ規定によるとともに、配合に臨場し、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により監督員の確認を得なければならない。
1	3	5	0	0	1	第5節 現場練りコンクリート	1	3	5	0	0	1	第5節 現場練りコンクリート
1	3	5	4	0	1	3-5-4 材料の計量及び練り混ぜ	1	3	5	4	0	1	3-5-4 材料の計量及び練り混ぜ
1	3	3	4	1	3	(2) 請負者は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行い、 その結果を監督員に提出しなければならない。	1	3	3	4	1	3	(2) 請負者は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行 わなければならない。 なお、点検結果の資料を整備および保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく開示しなければならない。
1	3	7	0	0	1	第7節 鉄筋工	1	3	7	0	0	1	第7節 鉄筋工
1	3	7	3	0	1	3-7-3 加工	1	3	7	3	0	1	3-7-3 加工
1	3	7	3	2	1	2. 請負者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工するときには、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確認した上で施工方法を定め、施工しなければならない。なお、調査・試験及び確認資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに 検査時に 提出しなければならない。	1	3	7	3	2	1	2. 請負者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工するときには、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確認した上で施工方法を定め、施工しなければならない。なお、調査・試験及び確認資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに 検査時まで に監督員へ提出しなければならない。
1	3	7	3	4	1	3. 請負者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、 土木学会コンクリート標準示方書(構造性能照査編)第9章一般構造細目 の規定によらなければならない。	1	3	7	3	4	1	3. 請負者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、 「コンクリート標準示方書(設計編)第13章鉄筋に関する構造細目」(土木学会、平成20年3月) の規定によらなければならない。
1	3	7	5	0	1	3-7-5 継手	1	3	7	5	0	1	3-7-5 継手
1	3	7	5	3	1	3. 請負者は、鉄筋の継手に ねじ込み鉄筋継手、ねじ加工継手、溶接金属充てん継手、モルタル充てん継手、自動ガス圧接継手、エンクローズ溶接継手 などを用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を監督員に提出しなければならない。	1	3	7	5	3	1	3. 請負者は、鉄筋の継手に 圧接継手、溶接継手または機械式継手 を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を監督員に提出しなければならない。
1	3	7	6	0	1	3-7-6 ガス圧接	1	3	7	6	0	1	3-7-6 ガス圧接
1	3	7	5	3	1	1. 圧接工は、JIS Z 3881（ガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JISG 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。なお、ガス圧接の施工方法は、熱間押し抜き法とする場合は、監督員の承諾を得るものとする。	1	3	7	5	3	1	1. 圧接工は、JIS Z 3881（ 鉄筋の ガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JISG 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。なお、ガス圧接の施工方法は、熱間押し抜き法とする場合は、監督員の承諾を得るものとする。
1	3	9	0	0	1	第9節 暑中コンクリート	1	3	9	0	0	1	第9節 暑中コンクリート
1	3	9	2	0	1	3-9-2 施工	1	3	9	2	0	1	3-9-2 施工
1	3	9	2	1	1	1. 請負者は、暑中コンクリートにおいて、減水剤、 及び AE減水剤を使用する場合はJIS A 6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合する遅延形のものを使用しなければならない。 また、遅延剤、流動化剤等を使用する場合は、土木学会JSC E - D 101によるものとし、 遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確認し、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。	1	3	9	2	1	1	1. 請負者は、暑中コンクリートにおいて、減水剤、AE減水剤、 流動化剤等 を使用する場合はJIS A 6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合する遅延形のものを使用しなければならない。 なお、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確認し、その使用方法添加量等について施工計画書に記載 しなければならない。

平成21年度 共通仕様書 新旧対照表

旧・条文構成（平成20年度）						新・条文構成（平成21年度）							
1	3	9	2	5	1	5. 請負者は、コンクリートの練混ぜから打設終了までの時間は、1.5時間を超えてはならない。	1	3	9	2	5	1	5. コンクリートを練混ぜてから打設終了までの時間は、1.5時間を超えてはならないものとする。
2	0	0	0	0	1	第2編 材料編	2	0	0	0	0	1	第2編 材料編
2	1	0	0	0	1	第1章 一般事項	2	1	0	0	0	1	第1章 一般事項
2	1	1	0	0	1	第1節 適用	2	1	1	0	0	1	第1節 適用
2	1	1	0	1	3	工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。なお、請負者が同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書(以下「海外建設資材品質審査証明書」という。)を材料の品質を証明する資料とすることができる。ただし、監督員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。 また、JIS規格が定まっている建設資材のうち、海外の JISマーク表示認定工場又は、JISマーク表示認定工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質審査証明書を提出するものとする。ただし、JIS認定外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督員に提出するものとする。	2	1	1	0	1	3	工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。なお、請負者が同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書(以下「海外建設資材品質審査証明書」という。)を材料の品質を証明する資料とすることができる。ただし、監督員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。 また、JIS規格が定まっている建設資材のうち、海外のJISマーク表示認定工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質審査証明書を 監督員に提出するものとする。ただし、JIS認定外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督員に提出するものとする。
2	1	2	0	0	1	第2節 工事材料の品質及び検査(確認含む)	2	1	2	0	0	1	第2節 工事材料の品質及び検査(確認含む)
2	1	2	0	1	1	1. 請負者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を請負者の責任において整備、保管し、 監督員から請求があった場合は、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。	2	1	2	0	1	1	1. 請負者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を請負者の責任において整備、保管し、 検査時までに監督員へ提出するとともに、監督員の請求があった場合は速滞なく提示しなければならない。
2	1	2	0	4	1	4. 請負者は、 設計図書において見本又は、品質を証明する資料を監督員に提出することとした工事材料については、これを提出しなければならない。	2	1	2	0	4	1	4. 請負者は、 設計図書において指定された工事材料について、見本又は品質を証明する資料を監督職員に提出しなければならない。
2	2	0	0	0	1	第2章 土木工事材料	2	2	0	0	0	1	第2章 土木工事材料
2	2	3	1	0	1	第3節 骨 材	2	2	3	1	0	1	第3節 骨 材
2	2	3	1	1	2	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011 - 1 (コンクリート用スラグ骨材(高炉スラグ骨材)) JIS A 5011 - 2 (コンクリート用スラグ骨材(フェロニッケルスラグ骨材)) JIS A 5011 - 3 (コンクリート用スラグ骨材(銅スラグ骨材)) JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ)	2	2	3	1	1	2	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011 - 1 (コンクリート用スラグ骨材(高炉スラグ骨材)) JIS A 5011 - 2 (コンクリート用スラグ骨材(フェロニッケルスラグ骨材)) JIS A 5011 - 3 (コンクリート用スラグ骨材(銅スラグ骨材)) JIS A 5011 - 4 (コンクリート用スラグ骨材(電気炉酸化スラグ骨材)) JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)
2	2	6	0	0	1	第6節 セメント及び混和材料	2	2	6	0	0	1	第6節 セメント及び混和材料
2	2	6	3	0	1	2 - 6 - 3 混和材料	2	2	6	3	0	1	2 - 6 - 3 混和材料
2	2	6	3	3	1	3. 混和材として用いる高炉スラグ微粉末は、JIS A 6206 (高炉スラグ微粉末)の規格に適合するものとする。	2	2	6	3	3	1	3. 混和材として用いる高炉スラグ微粉末は、JIS A 6206(コンクリート用 高炉スラグ微粉末)の規格に適合するものとする。
2	2	6	3	4	1	4. 混和剤として用いるAE剤、減水剤、AE減水剤、高性能AE減水剤は、JISA 6204 (コンクリート用化学混和剤)の規格に適合するものとする。	2	2	6	3	4	1	4. 混和剤として用いるAE剤、減水剤、AE減水剤、高性能AE減水剤、 高性能減水剤、流動化剤及び硬化促進剤 は、JISA 6204 (コンクリート用化学混和剤)の規格に適合するものとする。
2	2	6	3	5	1	5. 混和剤として用いるAE剤、減水剤、AE減水剤、高性能AE減水剤は、JISA 6204 (コンクリート用化学混和剤)の規格に適合するものとする。							削除(JIS規格との整合)
2	2	6	3	6	1	6. 急結剤は、JSCE D 102に適合するものとする。	2	2	6	3	5	1	5. 急結剤は、JSCE D 102に適合するものとする。
2	2	11	0	0	1	第11節 塗料	2	2	11	0	0	1	第11節 塗料
2	2	11	0	0	1	2 - 11 - 1 一般事項	2	2	11	0	0	1	2 - 11 - 1 一般事項

平成21年度 共通仕様書 新旧対照表

旧・条文構成（平成20年度）							新・条文構成（平成21年度）						
2	2	11	0	4	1	4. JIS K 5621 (一般用さび止めペイント) JIS K 5622 (鉛丹さび止めペイント) JIS K 5623 (亜酸化鉛さび止めペイント) JIS K 5624 (塩基性クロム酸鉛さび止めペイント) JIS K 5625 (シアナミド鉛さび止めペイント) JIS K 5627 (ジungkロメートさび止めペイント) JIS K 5628 (鉛酸ジungkロメートさび止めペイント) JIS K 5674 (鉛・クromフリーさび止めペイント)	2	2	11	0	4	1	4. JIS K 5621 (一般用さび止めペイント) JIS K 5622 (鉛丹さび止めペイント) JIS K 5623 (亜酸化鉛さび止めペイント) JIS K 5624 (塩基性クロム酸鉛さび止めペイント) JIS K 5625 (シアナミド鉛さび止めペイント) JIS K 5627 (ジungkロメートさび止めペイント) JIS K 5628 (鉛酸ジungkロメートさび止めペイント) JIS K 5674 (鉛・クromフリーさび止めペイント)
2	2	12	0	0	1	第12節 道路標識及び区画線	2	2	12	0	0	1	第12節 道路標識及び区画線
2	2	12	1	0	2	2-12-1 道路標識	2	2	12	1	0	2	2-12-1 道路標識
2	2	12	1	0	1	(1) 標識板 JIS G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯) JIS G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯) JIS K 6744 (ポリ塩化ビニル被覆金属板) JIS H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条) JIS K 6718 (メタクリル樹脂板) ガラス繊維強化プラスチック板(F. R. P)	2	2	12	1	0	1	(1) 標識板 JIS G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯) JIS G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯) JIS K 6744 (ポリ塩化ビニル被覆金属板) JIS H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条) JIS K 6718 (プラスチック=メタクリル樹脂板) ガラス繊維強化プラスチック板(F. R. P)
2	2	12	2	0	1	2-12-2 区画線	2	2	12	2	0	1	2-12-2 区画線
2	2	12	2	0	2	区画線の品質は以下の規格に適合するものとする。 JIS K 5665 1種 (トラフィックペイント常温) 2種 (# 加熱) 3種1号(# 溶融)	2	2	12	2	0	2	区画線の品質は以下の規格に適合するものとする。 JIS K 5665(路面表示用塗料) JIS K 5665(路面表示用塗料) 1種 (トラフィックペイント常温) 2種 (# 加熱) 3種1号(# 溶融)
2	2	13	0	0	1	第13節 その他	2	2	13	0	0	1	第13節 その他
2	2	13	2	0	1	2-13-2 合成樹脂製品	2	2	13	2	0	1	2-13-2 合成樹脂製品
2	2	13	2	0	2	合成樹脂製品は以下の規格に適合するものとする。 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管) JIS K 6742 (水道用硬質塩化ビニル管) JIS K 6745 (プラスチック - 硬質ポリ塩化ビニルシート - タイプ、寸法及び特性 - 第1部:厚さ1mm以上の板) JIS K 6761 (一般用ポリエチレン管) JIS K 6762 (水道用ポリエチレン二層管) JIS K 6773 (ポリ塩化ビニル止水板) JIS A 6008 (合成高分子系ルーフィングシート) JIS C 8430 (硬質塩化ビニル電線管)	2	2	13	2	0	2	合成樹脂製品は以下の規格に適合するものとする。 JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管) JIS K 6742 (水道用ポリ硬質塩化ビニル管) JIS K 6745 (プラスチック - 硬質ポリ塩化ビニルシート - タイプ、寸法及び特性 - 第1部:厚さ1mm以上の板) JIS K 6761 (一般用ポリエチレン管) JIS K 6762 (水道用ポリエチレン二層管) JIS K 6773 (ポリ塩化ビニル止水板) JIS A 6008 (合成高分子系ルーフィングシート) JIS C 8430 (硬質塩化ビニル電線管)
3	0	0	0	0	1	第3編 土木工事共通編	3	0	0	0	0	1	第3編 土木工事共通編
3	1	0	0	0	1	第1章 一般施工	3	1	0	0	0	1	第1章 一般施工
3	1	1	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準	3	2	1	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準
3	1	1	0	1	3	日本道路協会舗装試験法便覧(昭和63年11月) ～中略～ 建設省薬液注入工事に係わる施工管理等について(平成2年9月) ～中略～ 環境庁水質汚濁に係わる環境基準について(告示) (昭和46年12月) 建設省防護柵の設置基準の改訂について(平成10年11月) 日本道路協会防護柵の設置基準・同解説(平成16年3月) ～中略～ 労働省すい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成12年12月)	3	1	1	0	1	3	日本道路協会舗装調査・試験法便覧(平成19年6月) ～中略～ 建設省薬液注入工事に係わる施工管理等(平成2年9月) ～中略～ 環境庁水質汚濁に係わる環境基準(告示) (昭和46年12月) 削除 日本道路協会防護柵の設置基準・同解説(平成20年1月) ～中略～ 労働省すい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成20年3月)
3	1	3	0	0	1	第3節 共通の工種	3	1	3	0	0	1	第3節 共通の工種
3	1	3	9	0	1	1-3-9 小型標識工	3	1	3	9	0	1	1-3-9 小型標識工

平成21年度 共通仕様書 新旧対照表

旧・条文構成（平成20年度）										新・条文構成（平成21年度）									
3	1	3	9	15	1	15	請負者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛メッキする場合、その付着量を、JIS H 8641（溶融亜鉛メッキ）2種の(HDZ55) 550 / m ² (片面の付着量) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種(HDZ35) 350 / m ² (片面の付着量) 以上とするものとする。	3	1	3	9	15	1	15	請負者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛メッキする場合、その付着量を、JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種の(HDZ55) 550 / m ² (片面の付着量) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種(HDZ35) 350 / m ² (片面の付着量) 以上とするものとする。				
3	1	3	9	16	1	16	請負者は、防錆処理にあたり、その素材前処理、メッキ及び後処理作業をJIS H 9124（溶融亜鉛メッキ作業標準）の規定により行わなければならない。なお、ネジ部はメッキ後ネジさらい、または遠心分離をしなければならない。	3	1	3	9	16	1	16	請負者は、防錆処理にあたり、その素材前処理、メッキ及び後処理作業をJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）の規定により行わなければならない。なお、ネジ部はメッキ後ネジさらい、または遠心分離をしなければならない。				
3	1	4	4	0	1	1-4-4	既製杭工	3	1	4	4	0	1	1-4-4	既製杭工				
3	1	4	4	4	1	4	請負者は、あらかじめ杭の打止め管理方法(ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など)等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備・保管し、監督員の要請があった場合は、遅滞なく提示するとともに 検査時 に提出しなければならない。	3	1	4	4	4	1	4	請負者は、あらかじめ杭の打止め管理方法(ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など)等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備・保管し、監督員の要請があった場合は、遅滞なく提示するとともに 検査時までに監督員へ 提出しなければならない。				
3	1	4	4	14	1	14	請負者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（遠心力コンクリートくい施工標準） 施工8.3(くい施工)で、8.3.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備・保管し、監督員の要請があった場合は、遅滞なく提示するとともに、 検査時 に提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、請負者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。	3	1	4	4	14	1	14	請負者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（遠心力コンクリートくい施工標準） 施工8.3(くい施工)で、8.3.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備・保管し、監督員の要請があった場合は、遅滞なく提示するとともに、 検査までに監督員へ 提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、請負者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。				
3	1	4	4	21	13	(10)	請負者は、本項 及び の当該記録を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、 検査時 に提出しなければならない。	3	1	4	4	21	13	(10)	請負者は、本項 及び の当該記録を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、 検査までに監督員へ 提出しなければならない。				
3	1	4	5	0	1	1-4-5	場所打杭工	3	1	4	5	0	1	1-4-5	場所打杭工				
3	1	4	5	2	1	2	請負者は、杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し施工にあたり施工記録を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに 検査時 に提出しなければならない。	3	1	4	5	2	1	2	請負者は、杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し施工にあたり施工記録を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに 検査までに監督員へ 提出しなければならない。				
3	1	4	5	10	1	10	請負者は、場所打杭工の施工にあたり、設計図書に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより確認し、その資料を整備保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、 検査時 に提出しなければならない。また、請負者は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈殿物(スライム)を除去しなければならない。	3	1	4	5	10	1	10	請負者は、場所打杭工の施工にあたり、設計図書に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより確認し、その資料を整備保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、 検査までに監督員へ 提出しなければならない。また、請負者は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈殿物(スライム)を除去しなければならない。				
3	1	4	6	0	1	1-4-6	深層工	3	1	4	6	0	1	1-4-6	深層工				
3	1	4	6	4	1	4	請負者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備・保管し、監督員の要請があった場合は、遅滞なく提示するとともに、 検査時 に提出しなければならない。	3	1	4	6	4	1	4	請負者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備・保管し、監督員の要請があった場合は、遅滞なく提示するとともに、 検査までに監督員へ 提出しなければならない。				
3	1	4	6	13	1	13	請負者は、グラウトの注入方法については、施工計画書に記載し、施工にあたっては施工記録を整備保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、 検査時 に提出しなければならない。	3	1	4	6	13	1	13	請負者は、グラウトの注入方法については、施工計画書に記載し、施工にあたっては施工記録を整備保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、 検査までに監督員へ 提出しなければならない。				
3	1	4	7	0	1	1-4-7	オープンケーソン工	3	1	4	7	0	1	1-4-7	オープンケーソン工				
3	1	4	7	4	1	4	請負者は、オープンケーソンの施工にあたり、施工記録を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに 検査時 に提出しなければならない。	3	1	4	7	4	1	4	請負者は、オープンケーソンの施工にあたり、施工記録を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに 検査までに監督員へ 提出しなければならない。				

平成21年度 共通仕様書 新旧対照表

旧・条文構成（平成20年度）								新・条文構成（平成21年度）							
3	1	4	7	9	1		9. 請負者は、オープンケーソンが設計図書に示された深度に達したときは、ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、支持地盤となる地山及び土質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が設計図書を満足することを確認し、その資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、 検査時 に提出しなければならない。	3	1	4	7	9	1		9. 請負者は、オープンケーソンが設計図書に示された深度に達したときは、ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、支持地盤となる地山及び土質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が設計図書を満足することを確認し、その資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、 検査までに監督員へ に提出しなければならない。
3	1	4	8	0	1	1-4-8	ニューマチックケーソン基礎工	3	1	4	8	0	1	1-4-8	ニューマチックケーソン基礎工
3	1	4	8	3	1		3. 請負者は、ニューマチックケーソンの施工にあたり、施工記録を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに 検査時 に提出しなければならない。	3	1	4	8	3	1		3. 請負者は、ニューマチックケーソンの施工にあたり、施工記録を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに 検査までに監督員へ に提出しなければならない。
3	1	4	8	7	1		7. 請負者は、ニューマチックケーソンが設計図書に示された深度に達したときは底面地盤の支持力と地盤反力係数を確認するために平板載荷試験を行い、当該ケーソンの支持に関して設計図書との適合を確認するとともに、確認のための資料を整備・保管し、監督員の要請があった場合は、遅滞なく提示するとともに、 検査時 に提出しなければならない。	3	1	4	8	7	1		7. 請負者は、ニューマチックケーソンが設計図書に示された深度に達したときは底面地盤の支持力と地盤反力係数を確認するために平板載荷試験を行い、当該ケーソンの支持に関して設計図書との適合を確認するとともに、確認のための資料を整備・保管し、監督員の要請があった場合は、遅滞なく提示するとともに、 検査までに監督員へ 提出しなければならない。
3	1	4	9	0	1	1-4-9	鋼管矢板基礎工	3	1	4	9	0	1	1-4-9	鋼管矢板基礎工
3	1	4	9	2	1		2. 請負者は、あらかじめ杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し施工にあたり施工記録を整備・保管し、監督員の要請があった場合は、遅滞なく提示するとともに 検査時 に提出しなければならない。	3	1	4	9	2	1		2. 請負者は、あらかじめ杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し施工にあたり施工記録を整備・保管し、監督員の要請があった場合は、遅滞なく提示するとともに 検査までに監督員へ に提出しなければならない。
3	1	4	9	11	1	(9)	(9) 請負者は、本項及びの当該記録を整備・保管し、監督員の要請があった場合は、遅滞なく提示するとともに 検査時 に提出しなければならない。	3	1	4	9	11	1	(9)	(9) 請負者は、本項及びの当該記録を整備・保管し、監督員の要請があった場合は、遅滞なく提示するとともに 検査までに監督員へ に提出しなければならない。
3	1	6	5	0	1	1-6-5	アスファルト舗装工	3	1	6	5	0	1	1-6-5	アスファルト舗装工
3	1	6	5	3	3	(2)	(2) 請負者は、施工に先だって、 舗装試験法便覧2-4-3(1988) に示す安定処理混合物の一軸圧縮試験方法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。	3	1	6	5	3	3	(2)	(2) 請負者は、施工に先だって、 「舗装調査・試験法便覧（日本道路協会）平成19年6月」 に示される 「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」 により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。
3	1	6	5	3	8	(5)	(5) 請負者は、 舗装試験法便覧1-3-8(1988) に示される(突固め試験方法5-)方法によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。	3	1	6	5	3	8	(5)	(5) 請負者は、 「舗装調査・試験法便覧（日本道路協会）平成19年6月」 に示される 「E007突固め試験方法」 によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。
3	1	6	6	0	1	1-6-6	コンクリート舗装工	3	1	6	6	0	1	1-6-6	コンクリート舗装工
3	1	6	6	3	3	(2)	(2) 請負者は、施工に先立って、 舗装試験法便覧2-4-3(1988) に示す 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法 により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。	3	1	6	6	3	3	(2)	(2) 請負者は、施工に先立って、 「舗装調査・試験法便覧（日本道路協会）平成19年6月」 に示される 「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」 により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。
3	1	6	6	3	9	(5)	(5) 請負者は、 舗装試験法便覧1-3-8(1988) に示される(突固め試験方法5-(2))方法によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。	3	1	6	6	3	9	(5)	(5) 請負者は、 「舗装調査・試験法便覧（日本道路協会）平成19年6月」 に示される 「E007突固め試験方法」 によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。
3	1	6	6	12	4	(3)	(3) 請負者は、 後期養生 として、 初期養生 に引き継ぎ 現場養生 を行った 供試体の曲げ強度が3.5MPa以上となるまで、スポンジ、麻布、むしろ等でコンクリート表面を隙間なく覆って湿潤状態になるよう散水しなければならない。 また、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難しい場合は、施工計画書に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。	3	1	6	6	12	4	(3)	(3) 請負者は、 養生期間を原則試験によって定めるものとし、その期間は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が配合強度の70%以上となるまでとする。交通への開放時期は、この養生期間完了後とする。ただし、設計強度が4.4MPa未満の場合は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が3.5MPa以上で交通開放を行うこととする。後期養生については、その期間中、養生マット等を用いてコンクリート版の表面を隙間なく覆い、完全に湿潤状態になるよう散水しなければならない。 なお、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難しい場合は、施工計画書に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。

平成21年度 共通仕様書 新旧対照表

旧・条文構成（平成20年度）										新・条文構成（平成21年度）												
3	1	7	5	0	1	1-7-5	パイルネット工				3	1	7	5	0	1	1-7-5	パイルネット工				
3	1	7	5	4	4		請負者は、杭の施工にあたり、施工記録を整備保管し、監督員の請求があった場合には、遅滞なく提示するとともに 検査時 に提出しなければならない。				(3)	3	1	7	5	4	4		請負者は、杭の施工にあたり、施工記録を整備保管し、監督員の請求があった場合には、遅滞なく提示するとともに 検査までに監督員へ に提出しなければならない。			
3	1	10	14	0	1	1-10-14	電力設備工				3	1	10	14	0	1	1-10-14	電力設備工				
3	1	10	14	3	1		3. 請負者は、電気事業法において定める自家用電気工作物施設の維持管理保守において電気事業主任技術者を選び、監督員に報告するとともに、保守規定を制定し適切な運用をしなければならない。				3.	3	1	10	14	3	1		3. 請負者は、電気事業法において定める自家用電気工作物施設の維持管理保守において電気主任技術者を選び、監督員に報告するとともに、保守規定を制定し適切な運用をしなければならない。			
4	0	0	0	0	1	第4編	道路編				4	0	0	0	0	1	第4編	道路編				
4	2	0	0	0	1	第2章	舗装				4	1	0	0	0	1	第2章	舗装				
4	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準				4	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準				
4	2	2	0	0	8		日本道路協会 舗装試験法便覧(昭和63年11月) ～中略～ 日本道路協会 防護柵設置基準・同解説(平成16年3月) ～中略～ 日本道路協会 道路橋鉄筋コンクリート床版設計・施工資料(昭和62年1月) ～中略～ 日本道路協会舗装試験法便覧別冊(平成8年10月)				4	2	2	0	0	8		日本道路協会 舗装調査・試験法便覧(平成19年6月) ～中略～ 日本道路協会 防護柵設置基準・同解説(平成20年1月) ～中略～ 日本道路協会 道路橋床版防水便覧(平成19年3月) ～中略～ 削除				
4	2	3	0	0	1	第3節	舗装工				4	2	3	0	0	1	第3節	舗装工				
4	2	3	1	0	1	2-3-1	一般事項				4	2	3	1	0	1	2-3-1	一般事項				
4	2	3	1	2	1		2. 請負者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、 舗装試験法便覧 の規定に基づき試験を実施しなければならない。				4	2	3	1	2	1		2. 請負者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、 舗装調査・試験法便覧(平成19年6月) の規定に基づき試験を実施しなければならない。				
4	2	0	0	0	1	第2章	舗装				4	1	0	0	0	1	第2章	舗装				
4	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準				4	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準				
4	2	2	0	0	8		日本道路協会 舗装試験法便覧(昭和63年11月) ～中略～ 日本道路協会 防護柵設置基準・同解説(平成16年3月) ～中略～ 日本道路協会 道路橋鉄筋コンクリート床版設計・施工資料(昭和62年1月) ～中略～ 日本道路協会舗装試験法便覧別冊(平成8年10月)				4	2	2	0	0	8		日本道路協会 舗装調査・試験法便覧(平成19年6月) ～中略～ 日本道路協会 防護柵設置基準・同解説(平成20年1月) ～中略～ 日本道路協会 道路橋床版防水便覧(平成19年3月) ～中略～ 削除				
4	3	0	0	0	1	第3章	橋梁下部				4	3	0	0	0	1	第3章	橋梁下部				
4	3	1	0	0	1	第1節	適用				4	3	1	0	0	1	第1節	適用				
4	3	1	0	5	4		(3) 本試験に関する資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに 検査時 に提出しなければならない。				(3)	4	3	1	0	5	4		(3) 本試験に関する資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに 検査までに監督員へ に提出しなければならない。			
4	4	0	0	0	1	第4章	鋼橋上部				4	4	0	0	0	1	第4章	鋼橋上部				
4	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準				4	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準				
4	4	2	0	0	10		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説(平成16年3月) ～中略～ 日本道路協会 道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計・施工資料(昭和62年1月)				4	4	2	0	0	10		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説(平成20年1月) ～中略～ 日本道路協会 道路橋床版防水便覧(平成19年3月)				
4	4	3	0	0	1	第3節	工場製作工				4	4	3	0	0	1	第3節	工場製作工				
4	4	3	1	0	1	4-3-1	一般事項				4	4	3	1	0	1	4-3-1	一般事項				
4	4	3	1	3	1						4	4	3	1	3	1		3. 請負者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督員の請求があった場合は 遅滞なく提示しなければならない。				
4	4	3	1	3	1		3. 請負者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、有害なキズまたは著しいひずみがないものを使用しなけれ				4	4	3	1	4	1		4. 請負者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、有害なキズまたは著しいひずみがないものを使用しなけれ				
4	4	3	1	4	1		4. 主要部材とは、主構造と床組、二次部材とは、主要部材以外の二次的な材能を持つ部材をいうものとする。				4	4	3	1	5	1		5. 主要部材とは、主構造と床組、二次部材とは、主要部材以外の二次的な材能を持つ部材をいうものとする。				

平成21年度 共通仕様書 新旧対照表

旧・条文構成（平成20年度）							新・条文構成（平成21年度）								
4	5	0	0	0	1	第5章	コンクリート橋上部	4	5	0	0	0	1	第5章	コンクリート橋上部
4	5	1	0	0	1	第1節	適用	4	5	1	0	0	1	第1節	適用
4	5	1	0	5	4	(3)	本試験に関する資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに 検査時 に提出しなければならない。	4	5	1	0	5	4	(3)	本試験に関する資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに 検査までに監督員へ に提出しなければならない。
4	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	4	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準
4	5	2	0	0	10		日本道路協会 防護柵設置基準・同解説(平成16年3月)	4	5	2	0	0	10		日本道路協会 防護柵設置基準・同解説(平成20年1月)
4	5	4	0	0	1	第4節	PC橋工	4	5	4	0	0	1	第4節	PC橋工
4	5	4	1	0	1	5 - 4 - 1	一般事項	4	5	4	1	0	1	5 - 4 - 1	一般事項
4	5	4	1	5	1	5	請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、 JIS B 0207 (メートル細目ねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	4	5	4	1	5	1	5	請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、 JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。
4	5	5	0	0	1	第5節	プレビーム桁橋工	4	5	5	0	0	1	第5節	プレビーム桁橋工
4	5	5	1	0	1	5 - 5 - 1	一般事項	4	5	5	1	0	1	5 - 5 - 1	一般事項
4	5	5	1	7	1	7	請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、 JIS B 0207 (メートル細目ねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	4	5	5	1	7	1	7	請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、 JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。
4	5	6	0	0	1	第6節	PCホロースラブ橋工	4	5	6	0	0	1	第6節	PCホロースラブ橋工
4	5	6	1	0	1	5 - 6 - 1	一般事項	4	5	6	1	0	1	5 - 6 - 1	一般事項
4	5	6	1	7	1	7	請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、 JIS B 0207 (メートル細目ねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	4	5	6	1	7	1	7	請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、 JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。
4	5	7	0	0	1	第7節	RCホロースラブ橋工	4	5	7	0	0	1	第7節	RCホロースラブ橋工
4	5	7	1	0	1	5 - 7 - 1	一般事項	4	5	7	1	0	1	5 - 7 - 1	一般事項
4	5	7	1	7	1	7	請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、 JIS B 0207 (メートル細目ねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	4	5	7	1	7	1	7	請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、 JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。
4	5	8	0	0	1	第8節	PC版桁橋工	4	5	8	0	0	1	第8節	PC版桁橋工
4	5	8	1	0	1	5 - 8 - 1	一般事項	4	5	8	1	0	1	5 - 8 - 1	一般事項
4	5	8	1	5	1	5	請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、 JIS B 0207 (メートル細目ねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	4	5	8	1	5	1	5	請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、 JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。
4	5	9	0	0	1	第9節	PC箱桁橋工	4	5	9	0	0	1	第9節	PC箱桁橋工
4	5	9	1	0	1	5 - 9 - 1	一般事項	4	5	9	1	0	1	5 - 9 - 1	一般事項
4	5	9	1	7	1	7	請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、 JIS B 0207 (メートル細目ねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	4	5	9	1	7	1	7	請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、 JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。
4	5	10	0	0	1	第10節	PC片持箱桁橋工	4	5	10	0	0	1	第10節	PC片持箱桁橋工
4	5	10	1	0	1	5 - 10 - 1	一般事項	4	5	10	1	0	1	5 - 10 - 1	一般事項
4	5	10	1	7	1	7	請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、 JIS B 0207 (メートル細目ねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	4	5	10	1	7	1	7	請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、 JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。
4	5	11	0	0	1	第11節	PC押出し箱桁橋工	4	5	11	0	0	1	第11節	PC押出し箱桁橋工
4	5	11	1	0	1	5 - 11 - 1	一般事項	4	5	11	1	0	1	5 - 11 - 1	一般事項
4	5	11	1	7	1	7	請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、 JIS B 0207 (メートル細目ねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	4	5	11	1	7	1	7	請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、 JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。

平成21年度 共通仕様書 新旧対照表

旧・条文構成（平成20年度）						新・条文構成（平成21年度）									
4	6	0	0	0	1	第6章	トンネル(NATM)	4	6	0	0	0	1	第6章	トンネル(NATM)
4	6	1	0	0	1	第1節	適用	4	6	1	0	0	1	第1節	適用
4	6	1	0	7	1	7.	請負者は、施工中の地質、湧水、その他の自然現象、支保工覆工の変状の有無を観察するとともに、その記録を整備し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、 検査時に提出しなければならない。	4	6	1	0	7	1	7.	請負者は、施工中の地質、湧水、その他の自然現象、支保工覆工の変状の有無を観察するとともに、その記録を整備し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、 検査までに監督員へ提出しなければならない。
4	6	1	0	9	1	9.	請負者は、工事が安全かつ合理的に行えるよう、坑内観察調査、内空変位測定、天端沈下測定及び地表沈下測定を行わなければならない。なお、地山条件等に応じて計測Bが必要と判断される場合は、監督員と協議するものとする。また、計測については、設計図書に従い、技術的知識、経験を有する専門の技術者により行わなければならない。なお、計測記録を整備保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、 検査時に提出しなければならない。	4	6	1	0	9	1	9.	請負者は、工事が安全かつ合理的に行えるよう、坑内観察調査、内空変位測定、天端沈下測定及び地表沈下測定を行わなければならない。なお、地山条件等に応じて計測Bが必要と判断される場合は、監督員と協議するものとする。また、計測については、設計図書に従い、技術的知識、経験を有する専門の技術者により行わなければならない。なお、計測記録を整備保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、 検査までに監督員へ提出しなければならない。
4	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	4	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準
4	6	2	0	0	9		日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針（平成5年11月） ～中略～ 建設労働災害防止協会 すい道工事等における換気技術指針（設計及び保守管理）（平成17年6月）	4	6	2	0	0	9		日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針（平成21年12月） ～中略～ 建設労働災害防止協会 すい道等 建設 工事等における換気技術指針（設計及び 粉じん等の測定 ）（平成17年6月）
4	6	3	0	0	1	第3節	トンネル掘削工	4	6	3	0	0	1	第3節	トンネル掘削工
4	6	3	2	0	1	6-3-2	掘削工	4	6	3	2	0	1	6-3-2	掘削工
4	6	3	2	8	1	8.	請負者は、設計図書における岩区分(支保パターン含む)の境界を確認し、監督員の確認を受けなければならない。また、請負者は、設計図書に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督員に通知するものとする。なお、確認のための資料を整備、保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、 検査時に提出しなければならない。	4	6	3	2	8	1	8.	請負者は、設計図書における岩区分(支保パターン含む)の境界を確認し、監督員の確認を受けなければならない。また、請負者は、設計図書に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督員に通知するものとする。なお、確認のための資料を整備、保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、 検査までに監督員へ提出しなければならない。
4	6	4	5	0	1	6-4-5	鋼製支保工	4	6	4	5	0	1	6-4-5	鋼製支保工
4	6	4	5	2	1	2.	請負者は、鋼製支保工を地山または吹付けコンクリートに密着させ巻厚が確保できるように建て込まなければならない。	4	6	4	5	2	1	2.	請負者は、鋼製支保工を余吹吹付けコンクリート施工後すみやかに所定の位置に建て込み、一体化させ、地山を安定させなければならない。
4	6	5	0	0	1	第5節	覆工	4	6	5	0	0	1	第5節	覆工
4	6	5	1	0	1	6-5-1	一般事項	4	6	5	1	0	1	6-5-1	一般事項
4	6	5	1	2	1	2.	請負者は、覆工の施工時期について、地山、支保工の挙動等を考慮し、決定するものとし、覆工開始の判定要領を施工計画書に記載するとともに判定資料を整備保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、 検査時に提出しなければならない。	4	6	5	1	2	1	2.	請負者は、覆工の施工時期について、地山、支保工の挙動等を考慮し、決定するものとし、覆工開始の判定要領を施工計画書に記載するとともに判定資料を整備保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、 検査までに監督員へ提出しなければならない。
4	6	7	0	0	1	第7節	坑内付帯工	4	6	7	0	0	1	第7節	坑内付帯工
4	6	7	2	0	1	6-7-2	材料	4	6	7	2	0	1	6-7-2	材料
4	6	7	2	0	2		地下排水工に使用する配水管は、JIS A 5303（ 環心力鉄筋コンクリート管 ）及びJIS K 6748（ 高密度ポリエチレン管 ）に規定する管に孔をあけたものとする。また、フィルター材は、透水性のよい単粒度砕石を使用するものとする。	4	6	7	2	0	2		地下排水工に使用する配水管は、JIS A 5372（ プレキャスト鉄筋コンクリート製品 ）及びJIS K 6922-1（ プラスチック-ポリエチレン(PE)成形用及び押出用材料 - 第1部：呼び方のシステム及び使用表記の基礎 ）に規定する管に孔をあけたものとする。また、フィルター材は、透水性のよい単粒度砕石を使用するものとする。
4	7	0	0	0	1	第7章	トンネル(矢板)	4	7	0	0	0	1	第7章	トンネル(矢板)
4	7	2	0	0	2	第2節	適用すべき諸基準	4	7	2	0	0	2	第2節	適用すべき諸基準
4	7	2	0	0	8		日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針（平成5年11月） ～中略～ 建設労働災害防止協会 すい道工事等における換気技術指針（設計及び保守管理）（平成17年6月）	4	7	2	0	0	8		日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針（平成21年12月） ～中略～ 建設労働災害防止協会 すい道等 建設 工事等における換気技術指針（設計及び 粉じん等の測定 ）（平成17年6月）

平成21年度 共通仕様書 新旧対照表

旧・条文構成（平成20年度）										新・条文構成（平成21年度）									
4	7	3	1	0	1	第3節	トンネル掘削工	4	7	3	1	0	1	第3節	トンネル掘削工				
4	7	3	2	0	1	7-3-2	掘削工	4	7	3	2	0	1	7-3-2	掘削工				
4	7	3	2	0	8	8.	請負者は、設計図書における岩区分(支保パターン含む)の境界を確認し、監督員の確認を受けなければならない。また、請負者は、設計図書に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督員に通知するものとする。なお、確認のための資料を整備、保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、 検査時に提出しなければならない。	4	7	3	2	0	8	8.	請負者は、設計図書における岩区分(支保パターン含む)の境界を確認し、監督員の確認を受けなければならない。また、請負者は、設計図書に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督員に通知するものとする。なお、確認のための資料を整備、保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、 検査までに監督員へ提出しなければならない。				
4	8	0	0	0	1	第8章	コンクリートシェッド	4	8	0	0	0	1	第8章	コンクリートシェッド				
4	8	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	4	8	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準				
4	8	2	0	0	17		土木学会コンクリート標準示方書(設計編)(平成14年3月) 土木学会コンクリート標準示方書(施工編)(平成14年3月)	4	8	2	0	0	17		土木学会コンクリート標準示方書(設計編)(平成20年3月) 土木学会コンクリート標準示方書(施工編)(平成20年3月)				
4	8	4	0	0	1	第4節	プレキャストシェッド上部工	4	8	4	0	0	1	第4節	プレキャストシェッド上部工				
4	8	4	6	0	1	8-4-6	横締め工	4	8	4	6	0	1	8-4-6	横締め工				
4	8	4	6	5	1	5.	プレストレスの施工については、順序、緊張力、PC鋼材の拔出し量、緊張の日時等の記録を整備・保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、 検査時に提出しなければならない。	4	8	4	6	5	1	5.	プレストレスの施工については、順序、緊張力、PC鋼材の拔出し量、緊張の日時等の記録を整備・保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、 検査までに監督員へ提出しなければならない。				
4	8	6	0	0	1	第6節	シェッド付属物工	4	8	6	0	0	1	第6節	シェッド付属物工				
4	8	6	5	0	1	8-6-5	歴板工	4	8	6	5	0	1	8-6-5	歴板工				
4	8	6	5	0	3	3.	歴板の材質はJIS H 2202 (鋳物用鋼合金地金)とし、寸法及び記載事項は次の図によるものとする。	4	8	6	5	0	3	3.	歴板の材質はJIS H 2202 (鋳物用鋼合金地金)とし、寸法及び記載事項は次の図によるものとする。				
4	15	0	0	0	1	第15章	道路維持	4	15	0	0	0	1	第15章	道路維持				
4	15	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	4	15	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準				
4	15	2	0	0	5		日本道路協会舗装試験法便覧(昭和63年11月)	4	15	2	0	0	5		日本道路協会 舗装調査・試験法便覧(平成19年6月)				
4	15	4	0	0	1	第4節	舗装工	4	15	4	0	0	1	第4節	舗装工				
4	15	4	7	0	1	15-4-7	路上再生工	4	15	4	7	0	1	15-4-7	路上再生工				
4	15	4	7	1	6	(2)	添加材料の使用量	4	15	4	7	1	6	(2)	添加材料の使用量				
4	15	4	7	1	8		請負者は、施工に先立って 舗装試験法便覧(3-8-1)または同便覧(3-8-2)に示す試験法 により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に使用するセメント量について監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。	4	15	4	7	1	8		請負者は、施工に先立って 「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)の「5-3再生路盤材料に関する試験」 に示される試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に使用するセメント量について監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。				
4	15	4	7	1	12	(3)	最大乾燥密度	4	15	4	7	1	12	(3)	最大乾燥密度				
4	15	4	7	1	13		請負者は、施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、 路上再生路盤工法技術方針(案)の表-1の[注]に示す方法 により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。	4	15	4	7	1	13		請負者は、施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、 「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される「G021 砂置換法による路床の密度の測定方法」 により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。				
4	15	8	0	0	1	第8節	道路付属施設工	4	15	8	0	0	1	第8節	道路付属施設工				
4	15	8	2	0	1	15-8-2	材料	4	15	8	2	0	1	15-8-2	材料				
4	15	8	2	1	1	1.	擁壁工で使用する 擁壁の品質規格 については、第2編2-12-1道路擁壁の規定によるものとする。	4	15	8	2	1	1	1.	境界工で使用する 材料 については、第4編2-11-2材料の規定によるものとする。				
4	15	8	2	2	1	2.	擁壁工に使用する 締めめベント は、JIS K 5621 (一般用締めめベント) からJIS K 5628 (組丹ジंकロメートル締めめベント2種) に適合するものを用いるものとする。	4	15	8	2	2	1	2.	縦掛版工で使用する 乳剤等の品質規格 については、第3編1-6-2アスファルト舗装の材料の規定によるものとする。				

平成21年度 共通仕様書 新旧対照表

旧・条文構成（平成20年度）							新・条文構成（平成21年度）						
4	15	8	2	3	1	3. 標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）STK400、JIS A 5525（鋼管ぐい）SKK400及びJIS G 3101（一般構造用圧延鋼管）SKK400の規格に適合するものとする。	4	15	8	2	3	1	3. 護岸工で使用するラバーシューの品質規格については、設計図書によるものとする。
4	15	8	2	4	1	4. 請負者は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。	4	15	8	2	4	1	4. 組立歩道工でプレキャスト床版を用いる場合は、第2編2-7-2セメントコンクリート製品の規定および設計図書によるものとする。
4	15	8	2	5	1	5. 請負者は、標識板の下地処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。							削除
4	15	8	2	6	1	6. 請負者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び道路標識設置基準・同解説による色彩と寸法で、							削除
4	16	0	0	0	1	第16章 道路修繕	4	16	0	0	0	1	第16章 道路修繕
4	16	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準	4	16	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準
4	16	2	0	0	5	日本道路協会 舗装試験法便覧(昭和63年11月) 日本道路協会路上再生路盤工法技術指針(案)(昭和62年1月)	4	16	2	0	0	5	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧(平成19年6月) 削除
5	0	0	0	0	1	第5編 河川 編	5	0	0	0	0	1	第5編 河川 編
5	1	0	0	0	1	第1章 築堤・護岸	5	1	0	0	0	1	第1章 築堤・護岸
5	1	5	1	0	1	第5節 法覆護岸工	5	1	5	1	0	1	第5節 法覆護岸工
5	1	5	2	0	1	1-5-2 材料	5	1	5	2	0	1	1-5-2 材料
5	1	5	2	0	1	遮水シートは、止水材と被覆材からなり、(1)または(2)のいずれかの仕様によるものとする。	5	1	5	2	0	1	遮水シートは、止水材と被覆材からなり、シート有効幅2.0mの(1)または(2)のいずれかの仕様によるものとする。
5	1	5	2	15	16	4) 請負者は止水材の使用に際し、十分な耐久性を有するものとし、耐久性に係わる試験結果を監督員に提出するものとする。	5	1	5	2	15	16	4) 止水材は、十分な耐久性を有するものとし、請負者は、耐久性に係わる試験結果を監督員に提出するものとする。
5	1	5	2	20	21	(3) 品質管理	5	1	5	2	20	21	(3) 品質管理
5	1	5	2	21	22	1) 止水シートとコンクリートとの接着には、ニトリルゴム系接着剤等で接着性に優れ、かつ耐薬品性、耐水性、耐寒性等に優れたものを使用するものとする。	5	1	5	2	21	22	1) 止水材とコンクリートとの接着には、ニトリルゴム系またはステンブタジエンゴム系接着剤、プチルゴムテープ等の内、接着性に優れ、かつ耐薬品性、耐水性、耐寒性等に優れたものを使用するものとする。
5	1	5	2	22	23	2) 請負者は止水シート及び補強マットの各々の製品に対しては、次の要件を整えた品質証明書を監督員に提出するものとする。	5	1	5	2	22	23	2) 請負者は止水材及び補強材の各々の製品に対しては、次の要件を整えた品質証明書を監督員に提出するものとする。
5	1	5	2	23	24	製品には、止水シート、補強マットの各々に製造年月日及び製造工場が明示されていること。(番号整理でもよい)	5	1	5	2	23	24	製品には、止水材及び補強材の各々に製造年月日及び製造工場が明示されていること。(番号整理でもよい)
5	3	0	0	0	1	第3章 樋門・樋管	5	3	0	0	0	1	第3章 樋門・樋管
5	3	6	0	0	1	第6節 付属物設置工	5	3	6	0	0	1	第6節 付属物設置工
5	3	6	5	0	1	3-6-5 銘板工	5	3	6	5	0	1	3-6-5 銘板工
5	3	6	5	1	2	請負者は、銘板及び表示板の設置にあたって、材質、大きさ、取付け場所、記載事項を設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、監督員に協議しなければならない。	5	3	6	5	1	2	請負者は、銘板及び表示板の施工にあたって、材質、大きさ、取付け位置並びに鏝元や技術者等の氏名等の記載事項について、設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、監督員に協議しなければならない。また、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。
5	4	0	0	0	1	第4章 水門	5	4	0	0	0	1	第4章 水門
5	4	12	0	0	1	第12節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	5	4	12	0	0	1	第12節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)
5	4	12	1	0	1	4-12-1 一般事項	5	4	12	1	0	1	4-12-1 一般事項

平成21年度 共通仕様書 新旧対照表

旧・条文構成（平成20年度）							新・条文構成（平成21年度）						
5	4	12	1	2	1	5. 請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、 JIS B 0207 (メートル細目ねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	5	4	12	1	2	1	5. 請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、 JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。
5	4	16	0	0	1	第16節 舗装工	5	4	16	0	0	1	第16節 舗装工
5	4	16	1	0	1	4 - 16 - 1 一般事項	5	4	16	1	0	1	4 - 16 - 1 一般事項
5	4	16	1	2	1	2. 請負者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、 舗装試験法便覧 の規定に基づき試験を実施しなければならない。	5	4	16	1	2	1	2. 請負者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、 舗装調査・試験法便覧 (日本道路協会、平成19年6月) の規定に基づき試験を実施しなければならない。
5	5	0	0	0	1	第5章 堰	5	5	0	0	0	1	第5章 堰
5	5	13	0	0	1	第13節 コンクリート管理橋上部工	5	5	13	0	0	1	第13節 コンクリート管理橋上部工
5	5	13	1	0	1	5 - 13 - 1 一般事項	5	5	13	1	0	1	5 - 13 - 1 一般事項
5	5	13	1	5	1	5. 請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、 JIS B 0207 (メートル細目ねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	5	5	13	1	5	1	5. 請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、 JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。
5	5	14	0	0	1	第14節 コンクリート管理橋上部工 (PCホロースラブ橋)	5	5	14	0	0	1	第14節 コンクリート管理橋上部工 (PCホロースラブ橋)
5	5	14	1	0	1	5 - 14 - 1 一般事項	5	5	14	1	0	1	5 - 14 - 1 一般事項
5	5	14	1	5	1	5. 請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、 JIS B 0207 (メートル細目ねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	5	5	14	1	5	1	5. 請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、 JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。
5	5	15	0	0	1	第15節 コンクリート管理橋上部工 (PC箱桁橋)	5	5	15	0	0	1	第15節 コンクリート管理橋上部工 (PC箱桁橋)
5	5	15	1	0	1	5 - 15 - 1 一般事項	5	5	15	1	0	1	5 - 15 - 1 一般事項
5	5	15	1	5	1	5. 請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、 JIS B 0207 (メートル細目ねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	5	5	15	1	5	1	5. 請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、 JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。
7	0	0	0	0	1	第8編 砂防編	7	0	0	0	0	1	第8編 砂防編
7	1	0	0	0	1	第1章 砂防堰堤	7	1	0	0	0	1	第1章 砂防堰堤
7	1	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準	7	1	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準
7	1	2	0	0	3	土木学会コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) (平成14年3月) 土木学会コンクリート標準示方書(施工編) (平成14年3月)	7	1	2	0	0	3	土木学会コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) (平成20年3月) 土木学会コンクリート標準示方書(施工編) (平成20年3月)
7	3	0	0	0	1	第3章 斜面对策	7	3	0	0	0	1	第3章 斜面对策
7	3	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準	7	3	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準
7	3	2	0	0	3	全国治水砂防協会 斜面崩壊防止工事の設計と実例(平成8年7月) - 中略 - 地すべり対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領(平成15年6月) 地すべり対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領(第三分冊) (平成8年4月) 地すべり対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領(第四分冊) (平成8年4月)	7	3	2	0	0	3	全国治水砂防協会 新 斜面崩壊防止工事の設計と実例(平成19年9月) - 中略 - 斜面防災対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領(平成20年5月) 斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領(平成19年12月) 削除
7	3	3	7	0	1	3 - 3 - 7 抑止アンカー工	7	3	3	7	0	1	3 - 3 - 7 抑止アンカー工
7	3	3	7	9	1	9. 請負者は、グラウト注入終了後、グラウトが硬化するまでテンドンが動かないように保持しなければならない	7	3	3	7	9	1	9. 請負者は、グラウト注入終了後、 テンドンの挿入について有害な損傷や変形を与えない方法を用いて所定の位置に正確に行い 、グラウトが硬化するまでテンドンが動かないように保持しなければならない
9	0	0	0	0	1	第9編 ダム編	9	0	0	0	0	1	第9編 ダム編
9	1	0	0	0	1	第1章 コンクリートダム	9	1	0	0	0	1	第1章 コンクリートダム
9	1	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準	9	1	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準
9	1	2	0	0	3	土木学会コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) (平成14年3月)	9	1	2	0	0	3	土木学会コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) (平成20年3月)